

## 香川県汚水処理事業効率化協議会設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、香川県汚水処理事業効率化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、県、市町及び関係機関が連携し、汚水処理の事業運営の効率化のために、協働事業の計画立案及び事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

### (事項)

第3条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 汚水処理に係る広域化・共同化計画（処理場の統廃合、維持管理運営の共同化等）の策定及び関連する施策の検討及び調整
- (2) (1)で策定した計画と香川県全県域生活排水処理構想（以下「県構想」という。）との調整
- (3) 汚水処理事業に限らず雨水処理事業等に関する広域化・共同化計画（ポンプ施設の維持管理運営共同化等）の策定及び関連する施策の検討及び調整
- (4) その他、県構想及び協働事業の推進に必要な事項の検討

### (構成)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

2 協議会は、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の4の規定に基づくものとし、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

### (役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名

2 会長は、香川県知事をもって充てる。

3 副会長は、協議会の構成員の互選によるものとする。

### (役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

#### (協議会)

- 第7条 協議会は、会長が招集し、議長となる。
- 2 協議会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 要綱の制定及び改廃に関すること。ただし、団体名称の変更等軽微な事項を除く。
  - (2) 高度な判断を要する重要な事項に関すること。
- 3 協議会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 やむを得ず協議会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した構成員は、第3項の規定について出席したものとみなす。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成団体以外の者を協議会に出席させ、意見等を求めることができる。
- 6 会長は、特別な事情がある場合、書面により協議会を開催することができる。

#### (会議)

- 第8条 協議会に次の会議を置く。
- (1) 幹事会
  - (2) 分科会
- 2 前項に定めるもののほか、協議会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

#### (幹事会)

- 第9条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 2 幹事長は、香川県土木部下水道課長とする。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。
- 4 幹事会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 協議会の議事に関すること。
  - (2) 検討すべき課題及び情報の収集、提供に関すること。
  - (3) 分科会へ委託する検討事項等に関すること。
  - (4) 協議会の構成員に関すること。
  - (5) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 5 幹事会は、必要に応じ構成団体以外の者を幹事会に参加させ、意見を求めることがある。
- 6 第7条第3項の規定は、幹事会の運営について準用する。

#### (分科会)

- 第10条 分科会は、幹事会から委託された特定の課題に関する団体をもって構成する。
- 2 分科会長は、香川県土木部下水道課長とする。
- 3 分科会は、分科会長が招集する。

- 4 分科会は、幹事会から委託された事項について検討等を行う。
- 5 分科会は、必要に応じ構成団体以外の者を分科会に参加させ、意見を求めることができる。
- 6 分科会は、検討結果等について幹事会へ報告するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、香川県土木部下水道課内に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則 この要綱は令和2年6月1日から施行する。

附則 この要綱は令和3年5月31日から施行する。

別表第1（第4条関係）

協議会構成員（下水道法（以下「法」という。）第31条の4に基づくもの）

区分	団体名等
県（法第31条の4第1項）※1	香川県知事
市町（法第31条の4第1項） (法第31条の4第2項第1号)※2	高松市長 丸亀市長 坂出市長 善通寺市長 観音寺市長 さぬき市長 東かがわ市長 三豊市長 土庄町長 小豆島町長 三木町長 直島町長 宇多津町長 綾川町長 琴平町長 多度津町長 まんのう町長
一部事務組合 等 (法第31条の4第2項第1号)	中讃広域行政事務組合管理者 坂出、宇多津広域行政事務組合管理者 大川広域行政組合管理者
法第31条の4第2項第2号（※3） に該当する者	公益財団法人香川県下水道公社理事長
法第31条の4第2項第3号（※4） に該当する者	—

※1 2以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者、都市下水路管理者

※2 関係地方公共団体

※3 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

※4 学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者

別表第2（第9条関係）

幹事会構成員

区分	団体名等
県	香川県土木部下水道課長
	香川県農政水産部農村整備課長
	香川県農政水産部水産課長
	香川県環境森林部環境管理課長
	香川県環境森林部廃棄物対策課長
	香川県政策部自治振興課長
市町	別表第1に掲げる団体において、汚水処理並びに第3条（事業）に関連する担当事務を所掌する部署の長その他の幹事会が必要と認める者
一部事務組合 等	
法第31条の4 第2項第2号に該当する者	